

定 款

一般社団法人沖縄沿海保全同友会

令和 3 年 9 月 17 日作成

一般社団法人沖縄沿海保全同友会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人沖縄沿海保全同友会と称し、

英文では Okinawa Coastal Protection Alliance (略名:OCPA) と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を沖縄県中頭郡読谷村に置く。

(目的)

第3条 当法人は、次の事業を行うことを目的とする。

- 1 環境問題の調査及び研究事業
- 2 ウミガメ保護のための調査及び研究事業
- 3 海洋生物の保護のための調査及び研究事業
- 4 海岸沿線保護のための調査、研究に関する事業
- 5 海洋及び海岸の保護、保全の取組みによる S D G s 達成のための事業
- 6 海岸の美化保全に関する事業
- 7 近海生態モニタリング調査及び研究事業
- 8 環境問題、ウミガメ保護、海洋生物の保護のための講演会及び研修、イベントの企画運営
- 9 青少年を対象とした環境問題、ウミガメ保護、海洋生物の保護のためのセミナー、講演会及び研修等の学習教育イベントの企画運営
- 10 施設管理の運営及び施設管理の請負に関する業務
- 11 海洋保全のための啓発物品の企画、販売

12 前各号に付帯する一切の業務

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法とする。

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 一般会員 当法人が行う活動への参加を主とする個人又は団体
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (4) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第6条 正会員、一般会員又は賛助会員として入会しようとする者は、当法人が定める入会申込書により申込み、理事の過半数の一致による承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員及び一般会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 一般会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、当法人が定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次に掲げる事由に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 1年以上会費等を滞納したとき
- (2) 総社員の同意
- (3) 死亡又は会員である団体の解散
- (4) 除名

2 会員は、前項の資格を喪失したときは退会するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後2か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第 13 条 社員総会は、主たる事務所の所在地及び代表理事が指定する会場において開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より 5 日前までに議決権を有する社員に対して発する。

(決議の方法)

第 15 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第 16 条 正会員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 4 章 役員等

(員数)

第 19 条 当法人の理事は、1 名以上を置く。

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

(選任等)

第 20 条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。条件として、1年以上のボランティア経験と沖縄の滞在期間がその先1年ある者。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。また、上記条件に満たない場合であっても、理事が認めた場合は、選任することができる。

(任期)

第 21 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(代表理事・職務権限)

第 22 条 当法人は、代表理事 1 名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員の報酬等)

第 23 条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第 24 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第 5 章 決 算

(事業年度)

第 25 条 この法人の事業年度は、毎年 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 26 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、

代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剩余金の分配の禁止)

第 27 条 当法人は剩余金の分配を行うことはできない。

第 6 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 28 条 本定款は、社員総会の特別決議により変更することができる。

(解散)

第 29 条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたとき
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続きの開始
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第 30 条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、負債や借入を清算したあと、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人（租税特別措置法第 66 条の 11 の 2 第 3 項の認定を受けたものに限る。）に贈与する。

第 7 章 附 則

(最初の事業年度)

第 31 条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和 4 年 4 月 30 日までとする。

(設立時・初代理事長)

第 32 条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりである。

沖縄県中頭郡読谷村字高志保 90 番地

設立時代表理事 バスティアン カール (BASTIAN CARL)

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 33 条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

バスティアン カール (BASTIAN CARL)

沖縄県中頭郡読谷村字高志保 90 番地

町田宗久 沖縄県中頭郡読谷村字瀬名波 543 番地 3

(法令の準拠)

第 34 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上のとおり、一般社団法人沖縄沿海保全同友会設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士新垣稔は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和 3 年 9 月 17 日

沖縄県中頭郡読谷村字高志保 90 番地

設立時社員 バスティアン・カール

(BASTIAN CARL)

沖縄県中頭郡読谷村字瀬名波 543 番地 3

設立時社員 町 田 宗 久

上記設立時社員 2 名の定款作成代理人

沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 290 番地 4

司法書士 新垣 稔

